



2019年4月12日

各位

会社名 株式会社 エディア  
 代表者名 代表取締役社長 CEO 原尾 正紀  
 (コード番号: 3935 東証マザーズ)  
 問合せ先 管理部門 執行役員 米山 伸明  
 (TEL. 03-5210-5801)

第三者割当により発行される第1回転換社債型新株予約権付社債及び  
 行使価額修正条項、行使許可条項及びコミットメント条項付き  
 第13回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2019年4月12日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第13回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【第1回転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集】

(1)	払 込 期 日	2019年5月7日
(2)	新株予約権の総数	10個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は14,880,000円（額面100円につき金100円） 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4)	当該発行による潜在株式数	310,000株（新株予約権1個につき31,000株）
(5)	資金調達の額	148,800,000円
(6)	転換価額	1株当たり480円（固定）
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に対する第三者割当方式
(8)	そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本社債権者」という。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年4月

	<p>12日)時点における当社発行済株式総数(4,794,000株)の10%(479,400株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 繰上償還条項          当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。</p> <p>④ 譲渡制限          本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権付社債の発行要項を「10. 発行要項」にて記載しております。

【第13回新株予約権発行に係る募集】

(1) 割 当 日	2019年5月7日
(2) 新株予約権の総数	88個
(3) 発 行 価 額	総額2,596,000円(新株予約権1個につき29,500円)
(4) 当該発行による潜在株式数	880,000株(新株予約権1個につき10,000株) 下限行使価額は313円ですが、潜在株式数は880,000株であります。
(5) 資金調達額	409,316,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額: 2,596,000円 新株予約権行使による調達額: 412,720,000円 発行諸費用の概算額 : △6,000,000円
(6) 行 使 価 額	<p>当初行使価額 469円</p> <p>当初行使価額は、2019年4月12日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%または313円のいずれか高い価額であります。</p> <p>当社は、割当日から6ヵ月経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使価額が修正となる旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。</p> <p>また、行使価額の修正は下記「(8) その他 ①本新株予約権の行使許可」に記載される、当社取締役会の決議による行使許可がなされた場合にも、同様の修正が行われます。</p> <p>なお、行使許可による行使価額の修正を除き、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。</p>
(7) 募集又は割当て方法	マイルストーン社に対する第三者割当方式

( 割 当 予 定 先 )	
(8) そ の 他	<p>① 本新株予約権の行使許可  割当予定先であるマイルストーン社は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。  行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、①30 個、②30 個、③28 個の順に実施され、行使許可の対象となった新株予約権の行使が終了しない場合は、新たに行使許可を行うことはできません。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとし、合わせて、行使価額に対し、上記「(6) 行使価額」に記載する行使価額の修正と同様の修正が行われます。</p> <p>② 行使条件  本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2019 年 4 月 12 日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000 株）の 10%（479,400 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 新株予約権の取得  当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月が経過後、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限  本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ 本契約における定め  上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の第三者割当契約書（以下、「本契約」という。）において、次の規定がなされます。  &lt; 本新株予約権の行使指示 &gt;  割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。  ・東京証券取引所における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%（609 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。  ・東京証券取引所における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150%（703 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。  上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p>

	<p>なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役である原尾正紀が締結した株式貸借契約の範囲内（310,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。</p> <p>&lt; 新株予約権の取得請求 &gt;</p> <p>割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2021年4月6日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額（29,500円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p> <p>⑥ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

（注1）本新株予約権の発行要項を「10. 発行要項」にて記載しております。

（注2）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### （1）本資金調達の目的及び理由

当社が今後の成長事業と捉えて注力しているスマートフォンコンテンツ市場は、近年、スマートフォンの普及率の増加及び高性能化に伴い活況を帯びており、国内市場においても数多くのスマートフォンゲームが投入され、また、中国など海外の大型タイトルの国内市場参入が増加するなど拡大傾向にあります。一方、ユーザーがスマートフォンゲームに求める品質も非常に高まっており、それに伴う開発期間の長期化による開発費の増加、ユーザー獲得のためのマーケティング費用の高騰など、競争が激化する厳しい環境となっております。

このような環境の中、当社及び当社グループ（以下、「当社グループ」）ではオタク市場にフォーカスした総合エンターテインメント企業として、当社グループが保有するコンテンツを軸に、当社の得意とするモバイル周辺の技術及び位置情報とエンターテインメント性を融合させた各種サービスの提供に注力しております。当社グループにおける直近の財政状態及び経営成績に関しましては、本日公表の「2019年2月期決算短信[日本基準]（連結）」のとおり、既存サービスの拡大や新規サービスの展開、子会社の売上高反映により当社グループの売上高は堅調に推移したものの、新規ゲームタイトルの開発遅延に伴う開発費増加及び広告費用増加の結果、516百万円の営業赤字及び営業キャッシュフローも391

百万円のマイナスとなっており、当社グループとしての収益性の更なる改善が必要な状況となっております。このような状況の中、収益改善策の一環として、当社グループの強みを活かした積極的な投資を実行して収益を向上させるとともに、コスト削減を行い事業基盤の強化を図ってまいりますが、財政状態に関しまして、2019年2月期末における当社グループにおける現金及び預金保有残高は853百万円と当面の運転資金及び子会社の出版作品数増加等に伴う投資資金を確保しているものの、収益改善策のための投資に必要な資金としては不足している状況であり、本資金調達を行うものであります。

具体的な当社グループの強み及び成長戦略並びに資金調達目的は以下のとおりとなります。

当社におけるゲームサービス事業においては、直近の資金調達である第12回新株予約権の行使により調達した資金を使用して、新規スマートフォンゲームタイトルのソフトウェア開発費用に充当することにより、2018年8月に美少女×ロボシミュレーションRPG『魔法軍団 WarLocksZ』、位置情報ゲーム『温泉むすめ ゆのはなこれくしょん』、同年10月に本格3DサイバーパンクRPG『BALDR ACE』、同年11月に講談社との共同プロジェクト『マップラス+カノジョ』を相次いでリリースし、売上高拡大を実現しております。一方、ユーザーの嗜好の多様化により、長期間に渡り経営資源を投じて開発したゲームタイトルが必ずしも当初想定した収益確保に至らないリスクもあることから、既存の収益性のあるゲームタイトルの運営に注力すると共に、他社が開発・運営していた収益実績のあるゲームタイトル複数を含む今回調達する資金を使用してリーズナブルな価格・条件で当社が買い取り、当該会社に代わって、当社の強みであるゲーム運営力を活かし、より効率的かつ収益性を高める運営を専門で行うことで安定収益を獲得していくことが、今後の更なる収益拡大に貢献するものと考えております。この点、2019年3月までにおいて、他社が開発・運営していたゲームタイトルを5本買い取り、安定した運用実績をあげております。

また、当社におけるライフエンターテインメント事業においては、2005年に日本初のSDカードポータブルナビを開発以来、様々なナビコンテンツを開発及び運営し続けており、2006年には『プレイステーション・ポータブル (PSP)』専用のナビゲーションソフト『MAPLUS ポータブルナビ』を販売。2014年には、カーナビゲーションの案内音声にキャラクターコンテンツを導入したスマートフォン向け徒歩・カーナビナビアプリ『MAPLUS+』を発売し、2018年には累計50万ダウンロードを突破するなど、創業初期から開発・技術蓄積を継続してきた位置情報技術を顧客のニーズにマッチする形でアレンジした様々なライフエンターテインメントサービスを提供し、長年、安定収益を計上してまいりました。今回調達する資金により、当該徒歩・カーナビアプリ『MAPLUS+』について、その利便性向上のためのコンテンツ追加開発を行うのみならず、新技術投入によりエンターテインメントナビゲーションプラットフォームとして進化させることにより更なるサービス用途拡大を図り、効果的な広告宣伝も行うことで収益性の高い新サービス展開を行ってまいります。

さらに、第12回新株予約権の行使により調達した資金を使用して、2018年8月において、アニメやゲーム関連の出版物及び各種グッズの企画・制作・販売等を手掛ける株式会社一二三書房を取得し子会社化するなど、今後の更なるクロスメディア展開を拡大させるための体制強化を行っております。当該子会社を取得したことにより、当社グループにおいてオリジナルIP（漫画やアニメ、ゲームなどの著作権等を意味する知的財産をいう）創出の機会が拡大したことを踏まえ、今回調達する資金を使用して、近年急成長をしております電子書籍市場において、数多くの作品候補を確保する仕組みのみならず、当社グループの英知を結集して新たな視点から電子書籍サービスを提供する基盤を構築し、ユーザーに優良コンテンツを数多く提供することで、収益拡大を図り企業価値の向上を目指してまいります。

以上のような当社の状況及び成長戦略を踏まえ、本資金調達により調達する資金につきましては、ゲームタイトルの買取資金、徒歩・カーナビアプリ『MAPLUS+』の事業拡大及び電子書籍事業の拡大に充当して、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## （2）本新株予約権付社債及び本新株予約権の概要について

本新株予約権付社債及び本新株予約権には、既存株主の皆様の株式価値の希薄化抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的とするため、以下の

内容が設定されております。

#### 【本新株予約権付社債】

##### ① 転換価額及び対象株式数の固定

本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、対象株式数も固定されているため、修正条項付きのいわゆる MSCB と異なるものであります。

##### ② 行使条件

本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

##### ③ 繰上償還条項

当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。

##### ④ 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 【本新株予約権】

##### ① 行使許可

割当予定先であるマイルストーン社は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、①30個、②30個、③28個の順に実施され、行使許可の対象となった新株予約権の行使が終了しない場合は、新たに行使許可を行うことはできません。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとし、合わせて、行使価額に対し、下記②に記載する行使価額の修正と同様の修正が行われます。

当社は行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら資金を調達することが可能となります。

##### ② 行使価額の修正

行使価額は当初固定されておりますが、当社は、割当日から6ヵ月経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、上記①に記載する行使許可による行使価額の修正を除き、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### ③ 行使指示条項

本契約には、以下の行使指示条項が規定されております。

当社は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先と締結される本契約に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、上記①に記載の行使許可に示された数量の範囲内で、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（609円）を超過した場合（かかる場合を以下、「条件①」という。）には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、上記①に記載の行使許可に示された数量の範囲内で、条件①の成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（703円）を超過した場合（かかる場合を以下、「条件②」という。）には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、上記①に記載の行使許可に示された数量の範囲内で、条件②の成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示は2日続けて行うことはできず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の上限は、マイルストーン社と当社の代表取締役である原尾正紀が締結した株式貸借契約の範囲内（310,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数を控除した株式数としております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

### ④ 行使制限条項

本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

### ⑤ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### ⑥ 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1か月前（2021年4月7日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し

取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

⑦ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記①記載の行使許可及び上記③記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当てによる本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

【その他の資金調達方法の検討について】

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、マイルストーン社から本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本新株予約権付社債によって、発行時に一部金額を確実に調達できること、本新株予約権の行使許可及び行使指示によって株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができることから、当社といたしましては、当社株式の流動性を考慮し、本新株予約権付社債による調達を全体の一部にとどめ、一方で本新株予約権での調達が主体とすることで、短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減できること、また、行使許可、行使指示を市場環境に応じて適宜実施することで、想定していた時期、金額での資金調達が可能であることから、今回の割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

その他の資金調達につきましては、第三者割当増資、ライツイシュー、借入及び社債による調達などを検討いたしましたが、下記理由により適当ではないと判断いたしました。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回スキームのメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、



第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

## ② 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

## ③ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

### 【本資金調達方法（第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権発行について）】

本資金調達方法は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することにより、当社の想定する時期、金額での資金調達が可能としております。

本新株予約権付社債の発行により、株式の希薄化に配慮しながらも、早期に一定の資金調達が可能としております。一方で、本新株予約権は当社が一定数の新株予約権に対して行使許可を行うことができること、及び許可した新株予約権に対し行使指示を行うことができることが大きな特徴であります。これにより、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権付社債及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、i 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、ii 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、iii 大株主として長期保有しないこと、iv 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、v 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、以下のようなメリット及び留意点があるものの、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

(本資金調達方法のメリット)

#### ① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権には、下記④に記載されているように、当社が株価の推移に配慮しながら、事前に定めた一定の個数に対して割当予定先に行使許可を与え、割当予定先は行使許可を取得しなければ行使ができない行使条件特約を付しております。加えて、下記⑤に記載されているように、行使許可を与えた新株予約権に対し、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。

また一方で、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が転換価額又は行使価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使は行われません。株価が転換価額又は権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権付社債の償還までの期間又は本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権付社債についてはいつでも自己の判断で本新株予約権付社債の転換を行い、本新株予約権については、当社から下記④

に記載する行使許可を得たうえで、いつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本資金調達の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

## ② 流動性の向上

本新株予約権付社債の全数転換及び本新株予約権の全数行使がされた場合、発行株式総数は1,190,000株、当社発行済株式総数の24.8%（議決権比率の24.9%）となり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

## ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権付社債には繰上償還、本新株予約権には取得条項が付されており、他の有利な資金調達手法が確保された場合等、当社は当社取締役会決議により本新株予約権付社債は額面と同額で、本新株予約権は発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

## ④ 行使許可と行使価額の修正

本新株予約権においては、割当予定先であるマイルストーン社は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められます。行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、①30個、②30個、③28個の順に実施され、行使許可の対象となった新株予約権の行使が終了しない場合は、新たに行使許可を行うことはできません。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとし、合わせて、行使価額に対し、下記に記載する行使価額の修正と同様の修正が行われます。

本新株予約権の行使価額は、当初固定されておりますが、割当日から6か月を経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。

なお、行使許可による行使価額の修正を除き、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。

当社は行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら資金を調達することが可能となります。

## ⑤ 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、前述した行使許可に示された数量の範囲内で、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社

普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（609円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、前述した行使許可に示された数量の範囲内で、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（703円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、前述した行使許可に示された数量の範囲内で、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役である原尾正紀が締結した株式貸借契約の範囲内（310,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

#### ⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記④記載の行使許可条項及び上記⑤記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

（本資金調達方法の留意点）

#### ① 本新株予約権の行使

本新株予約権は、当社の行使許可及び行使指示のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

（ア）株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上本新株予約権による資金調達ができない仕組みとなっております。

（イ）株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。

（ウ）一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

#### ② 本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使による株価への影響

割当予定先は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### （1）調達する資金の額

調達する資金の総額	564,116,000円
内訳（本新株予約権付社債の発行による調達額）	148,800,000円
（本新株予約権の発行による調達額）	2,596,000円
（本新株予約権の行使による調達額）	412,720,000円
発行諸費用の概算額	6,000,000円

差引手取概算額

558,116,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用 4,300,000 円、登記費用関連費用 700,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,000,000 円となります。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、差引手取概算額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 他社ゲームタイトルの買い取り費用	308	2019年5月～2021年5月
② ナビアプリの事業展開費用	100	2019年5月～2020年4月
③ 電子書籍サービス基盤構築費用	150	2019年5月～2020年10月

調達資金約 558 百万円は、主として以下の経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

### ① 他社ゲームタイトルの買い取り費用

当社は、上述の通り 2019 年 3 月までにおいて、他社が開発・運営していたスマートフォンゲームを 5 本買い取り、当該会社に代わってゲーム運営を行っております。現時点においても、他社からスマートフォンゲーム売却案件の引き合いが増加しており、今後もセカンダリゲーム市場は拡大していくものと考えております。（2015 年 7 月 15 日、株式会社シード・プランニングによる調査「スマートフォンゲームセカンダリ市場規模に関する調査」による）当社としては拡大するセカンダリゲーム市場において、より利益率の高いスマートフォンゲームを買い取り、運営を行うことで今後の事業拡大を図るため、スマートフォンゲームを機動的に確保するための準備資金として今後 2 年間に渡り弾力的に本新株予約権の行使により調達した 308 百万円（過去の投資実績を踏まえて試算）を充当する予定です。

### ② ナビアプリの事業展開費用

当社のライフエンターテインメント事業において提供している徒歩・カーナビアプリの『MAPLUS+』により多くのコンテンツの投入とユーザーを獲得するとともに、水面下で引き合いが多く急激な需要拡大が見込まれるエンターテインメントナビゲーションプラットフォーム構築を早期に実現させることを目的に、本新株予約権付社債の発行による調達額を、当該アプリの追加開発やコンテンツ追加に 70 百万円、マーケティングに係る支出として 30 百万円、合計 100 百万円（プロジェクト計画により試算）充当する予定です。

### ③ 電子書籍サービス基盤構築費用

株式会社一二三書房を子会社化したことにより IP（漫画やアニメ、ゲームなどの著作権等を意味する知的財産）創出の機会が拡大したことを踏まえ、近年急成長をしております電子書籍市場において、数多くの IP を獲得し作品として提供するのみならず、当社グループの英知を結集して電子書籍サービス基盤構築を図ってまいります。そのための費用として今後 2 年間に渡り本新株予約権の行使により調達した 150 百万円（グループ事業計画を踏まえて試算）を充当する予定です。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記投資への充当金額について変更する場合があります。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

なお、当社は、2017 年 8 月 30 日及び 2018 年 5 月 1 日付で、EVO FUND を割当先として第 9 回乃至第

12 回新株予約権の発行を行っております。そのうち第9回新株予約権及び第12回新株予約権については行使が完了し、調達した資金については概ね予定通り充当しておりますが、第10回及び第11回新株予約権については、現時点では行使がなされておられません。これは、足元の資金確保を目的としていた第9回及び第12回新株予約権に対し、第10回及び第11回新株予約権は、より長期的な資金需要に備えたものであることを踏まえ、将来の株価上昇を見込んだ、当時の株価よりも一定程度高い水準の行使価額を設定しているところ、現時点においては、当社株価が行使価額に到達していないためです。また、当該新株予約権の当社による取得及び償却は予定していません。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を他社ゲームタイトルの買い取り費用、ナビアプリ開発費用及び電子書籍サービス基盤構築への投資に係る資金に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（521円）、転換価額（480円）、本社債の利率（年率1%）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利率率（-0.167%）、株価変動性（82.44%）、当社と割当予定先であるマイルストーン社の行動等について一定の前提（当社は基本的には割当先の転換を待つが、株価が当初株価の200%まで上昇した場合は、本新株予約権付社債を取得すること。割当予定先は当社株価が権利転換価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を過去2年間の1日当たりの売買出来高中央値の5%の範囲で売却すること）を置いて評価を実施しました。

当社は、評価機関による評価結果を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を14,880,000円（額面100円につき金100円）といたしました。また、本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日（2019年4月11日）の東証証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値521円を参考とし、1株当たり480円（ディスカウント率8%）に決定いたしました。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査等委員である取締役全員より、新株予約権部分については発行価額が特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均478円に対する乖離率は0.42%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均421円に対する乖離率は14.01%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均488円に対する乖離率は-1.64%となっております。

当該判断に当たっては、社外取締役3名によって構成される当社取締役監査等委員の全員も、プルータスは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権部分の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できるから、本新株予約権付社債の発行が割当先に対して特に有利な価額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## ② 本新株予約権

当社は同様に、本新株予約権の公正価値算定についても、プルータスに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（521 円）、行使価額（469 円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利子率（-0.167%）、株価変動性（82.44%）、当社と割当予定先であるマイルストーン社の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件（行使価額の修正、行使許可及び行使指示）を考慮し、評価を実施しました。当社はプルータスによる評価結果を参考に、第13回新株予約権の1個当たりの払込金額を29,500円（1株当たり2.95円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2019年4月11日）の東京証券取引所における普通取引の終値521円を参考として1株469円（ディスカウント率10%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均478円に対する乖離率は-1.88%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均421円に対する乖離率は11.40%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均488円に対する乖離率は-3.89%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、社外取締役3名によって構成される当社取締役監査等委員の全員も、プルータスは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行価額が割当先に対して特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行株式数は1,190,000株であり、2019年2月28日現在の当社発行済株式総数4,794,000株に対し24.8%（2019年2月28日現在の当社議決権個数47,939個に対しては24.8%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。また、本新株予約権付社債の転換価額は固定であり、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本資金調達を選択した理由【本資金調達方法（第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権発行について）】」に記載のとおり、本新株予約権は当社の行使許可をもって行使されること、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、加えて、一定の条件下で当社が

らの行使指示が可能となるため、機動的な資金調達が期待できます。一方で、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権付社債の早期償還及び新株予約権の取得を行う予定です。

さらに、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行株式数 1,190,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 150,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4) 事 業 内 容	投資事業		
(5) 資 本 金	10百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2012年 2 月 1 日 (注)		
(7) 発 行 済 株 式 数	200株		
(8) 決 算 期	1 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	4 人		
(10) 主 要 取 引 先	株式会社 S B I 証券		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2017 年 1 月期	2018 年 1 月期	2019 年 1 月期
純 資 産	936	989	1,083
総 資 産	1,632	1,613	2,486
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	4,681,120	4,948,674	5,418,040
売 上 高	1,266	1,124	2,668
営 業 利 益	3	56	146
経 常 利 益	6	62	157
当 期 純 利 益	▲2	53	93
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	▲12,067	267,553	469,366
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社 (2009 年 2 月設立、旧商号: マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) による新設分割により設立されております。

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の代表取締役且つ出資者が反社会的勢力等とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社東京エス・アール・シー 住所：東京都新宿区西新宿4-32-13 西新宿フォレストアネックス 302 代表取締役：中村勝彦）に調査を依頼いたしました。株式会社東京エス・アール・シーからは、反社会勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、報告・結果内容は妥当であり、割当予定先（マイルストーン社）・割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）は反社会勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## （2）割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

その中で、マイルストーン社から本資金調達の提案を受け、当社株式の流動性を考慮し、既存株主への株式価値希薄化への配慮のため、株価に大きな影響を与えることの無いよう留意して、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を段階的に実施していただける資金調達法であると判断しました。

このような検討を経て、当社は、2019年4月12日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約40社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社が実質的に転換又は行使可能となるのは、発行会社の株価が新株予約権付社債の転換価額又は新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が転換価額又は権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、過去の行使実績から、マイルストーン社による新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使が、既存株主への株式価値希薄化へ配慮しつつも、市場動向に応じて適時にかつスムーズに行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、株価の推移次第ではありますが、希薄化に配慮しつつも、スムーズに本新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使が行われ、適時の資金確保を図るという本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

なお、本新株予約権付社債が全部転換され、本新株予約権が全部行使された場合、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は当社株式の流動性を考慮し、市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

## （3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本契約において、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月中において、割当予定先の行使により取得される株式数が、本新株予約権の発行の払込日時点における上場株式数（金融商品取引所が当該払込日時点に公表している直近株式数をい



う。以下同じ。)の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(「制限超過行使」)を制限するとともに、あらかじめ割当予定先が当社に対し本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認をするよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容及び行使にあたり制限超過行使に該当しないかについて確認をする内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定であります。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2018年2月1日から2019年1月31日に係るマイルストーン社の第6期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高2,668百万円、営業利益が146百万円、経常利益が157百万円、当期純利益が93百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2019年1月31日現在の純資産が1,083百万円、総資産が2,486百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、2019年3月28日現在の預金残高が558百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却後、売却で得た資金を新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役である原尾正紀との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、貸借契約を締結後に借株を売却し、新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役である原尾正紀との間で、2019年4月12日から2019年11月6日までの期間において当社普通株式310,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用をヘッジ目的とし、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

#### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年2月28日現在)	
原尾正紀	21.28%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	3.48%
(株)ミートプランニング	3.27%
(株)SBI証券	2.55%
夏目 三法	2.46%
中島 健	1.68%
J. P. MORGAN BANK L UXEMBOURG S. A. 1300000	1.54%
賀島 義成	1.54%
松井証券(株)	1.49%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2019年2月28日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権付社債並びに本新株予約権は、転換あるいは行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。本新株予約権付社債の償還日は2021年5月6日、本新株予約権の行使期間は2019年5月8日から2021年5月6日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権発行後の割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、割当後の株主名、持株数及び持株比率は表示しておりません。

## 8. 今後の見通し

現在のところ、本日（2019年4月12日）に発表いたしました2020年2月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### （1）最近3年間の業績

	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
売上高（千円）	1,364,288	771,230	2,005,220
営業利益（千円）	54,159	△403,913	△516,916
経常利益（千円）	38,844	△411,791	△542,480
当期純利益（千円）	△32,656	△535,864	△1,117,879
1株当たり当期純利益（円）	△19.78	△145.23	△243.50
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり（連結）純資産（円）	427.18	204.17	93.63

（注1）当社は、2017年9月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2017年2月期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は分割前の値を記載しております。

（注2）2017年2月期については個別財務諸表に係る数値を記載しております。また、2018年2月期においては、連結子会社のみなし取得日及び既存子会社の連結の範囲に含める時期を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たりの当期純利益については個別財務諸表に係る数値を、1株当たり純資産額については連結財務諸表に係る数値を記載しております。

### （2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019年2月28日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	4,794,000株	100%
現時点の転換価額（行使価額）	406,400株	8.48%

における潜在株式数		
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	406,400株	8.48%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	上限行使価格はありません。	上限行使価格はありません。

(注)．上記潜在株式数は、当社役職員向けの第7回新株予約権及び第8回新株予約権（ストック・オプション）並びに第三者割当により発行した第10回新株予約権及び第11回新株予約権に係る潜在株式数です。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
始 値	1,630円	1,087円	1,407円
高 値	5,100円	2,895円	1,504円
安 値	1,630円	863円	335円
終 値	2,185円	1,437円	388円

(注) 当社は、2017年9月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、2017年2月期の株価の状況は分割前の値を記載しています。

#### ② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	650円	533円	374円	386円	388円	520円
高 値	753円	550円	427円	414円	560円	593円
安 値	502円	340円	335円	359円	366円	500円
終 値	532円	380円	388円	388円	510円	539円

(注) 4月の株価については、2019年4月11日現在で表示しております。

#### ③ 発行決議日前営業日株価

	4月11日
始 値	539円
高 値	532円
安 値	505円
終 値	521円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ① 公募増資(新規上場時)

払込期日	2016年4月14日
調達資金の額	234,936千円(差引手取概算額)
発行価額	1,284円
募集時における発行済株式数	1,460,000株
募集後における発行済株式数	1,620,000株

発行時における 当初の資金使途	<p>(1) ゲームサービスにおいて、事業拡大における新規ゲーム開発に伴う投資費用 150,000 千円</p> <p>(2) ゲームサービスにおける将来の売上規模の拡大を目指し、新規ユーザーの獲得を図るための広告宣伝費として 50,000 千円</p> <p>(3) 組織力強化を目的に管理部門の増員のため、採用費及び人件費として 39,521 千円</p> <p>(4) 事業規模拡大に伴うオフィス増床及びオフィス構築費用として 30,000 千円</p> <p>(5) 将来の組織拡大に対応できるよう、販売管理システム及び会計システム等の社内基幹システムの刷新費用として 20,000 千円</p>
発行時における 支出予定時期	<p>(1) 2017 年 2 月期 75,000 千円、2018 年 2 月期 75,000 千円</p> <p>(2) 2017 年 2 月期 25,000 千円、2018 年 2 月期 25,000 千円</p> <p>(3) 2017 年 2 月期 7,000 千円、2018 年 2 月期 32,521 千円</p> <p>(4) 2017 年 2 月期 30,000 千円</p> <p>(5) 2018 年 2 月期 20,000 千円</p>
現時点における 充当状況	<p>調達した資金（下記②と合わせて）289,521 千円に関して、概ね当初の資金使途通りに充当済。</p> <p>（(1)：2018 年 2 月期までにおいて、新規ゲーム開発費用として 154,521 千円を充当。(2)：2018 年 2 月期までにおいて、広告宣伝費として 57,000 千円を充当。(3)：2018 年 2 月期までにおいて、管理部門採用日及び人件費として 26,000 千円を充当。(4)：2018 年 2 月期までにおいて、オフィス増床及び構築費用として 22,000 千円を充当。(5)：社内基幹システムの刷新費用として、30,000 千円を充当。）</p>

②第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

払込期日	2016 年 5 月 20 日
調達資金の額	54,585 千円(差引手取概算額)
発行価額	1,284 円
募集時における 発行済株式数	1,634,800 株
募集後における 発行済株式数	1,671,200 株
割当先	株式会社 SBI 証券
発行時における 当初の資金使途	上記①に含めて記載しております。
発行時における 支出予定時期	上記①に含めて記載しております。
現時点における 充当状況	上記①に含めて記載しております。

③第三者割当による第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権の発行

割当日	2017 年 8 月 30 日
-----	-----------------

発行新株予約権数	340,000 個 第 9 回新株予約権：200,000 個 第 10 回新株予約権：90,000 個 第 11 回新株予約権：50,000 個
発行価額	総額 2,328,600 円 (第 9 回新株予約権 1 個当たり 9.85 円、第 10 回新株予約権 1 個当たり 2.99 円、第 11 回新株予約権 1 個当たり 1.79 円)
発行時における調達予定資金の額	1,737,328 千円(差引手取概算額)
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	3,432,800 株
当該募集による潜在株式数	680,000 株
現時点における行使状況	200,000 個 (第 9 回新株予約権：200,000 個、第 10 回新株予約権：0 個、第 11 回新株予約権：0 個)
現時点における調達した資金の額	579,160 千円(差引手取概算額) (第 9 回新株予約権：579,160 千円、第 10 回新株予約権：0 円、第 11 回新株予約権：0 円)
発行時における当初資金使途	①ソフトウェア開発費用・IP 取得費用 ②将来の M&A・資本業務提携
発行時における支出予定時期	平成 2017 年 9 月～2020 年 9 月
現時点における充当状況	第 9 回新株予約権の全部行使により調達した資金(579,160 千円)について、当初の資金使途通り、①及び②に全額充当済。 (①：2017 年 9 月～2018 年 2 月において、新規ソフトウェア開発費用として 307,160 千円を充当。②：2017 年 11 月に株式会社アエリアとの合弁会社化を目的とした株式会社 A&E Games を設立。その設立費用として 200,000 千円を充当。また、2018 年 2 月に株式会社ティームエンタテインメントを子会社化。その取得費用として 72,000 千円を充当)

④第三者割当による第 12 回新株予約権

割当日	2018 年 5 月 1 日
発行新株予約権数	800,000 個
発行価額	総額 2,960,000 円 新株予約権 1 個当たり 3.70 円
発行時における調達予定資金の額	916,360 千円(差引手取概算額)
割当先	EVO FUND

募集時における発行済株式数	3,991,200株
当該募集による潜在株式数	800,000株
現時点における行使状況	800,000個
現時点における調達した資金の額	743,200千円（差引手取概算額）
発行時における当初資金使途	①ソフトウェア開発費用 ②M&A・資本業務提携
発行時における支出予定時期	2018年8月～2019年7月
現時点における充当状況	第12回新株予約権の全部行使により調達した資金（743,200千円）について、当初の資金使途通り、①及び②に全額充当済。 （①：2018年8月～2018年11月において、新規ソフトウェア開発費用として643,200千円を充当。②：2018年8月に株式会社一二三書房を子会社化。その取得費用及びタイトル拡大用資金融資として100,000千円を充当）

※ 当初の資金使途につき、ソフトウェア開発費用に416百万円、M&A・資本業務提携に500百万円を充当することを予定しておりましたが、当初想定していた予想金額を下回る調達額となったこと、実行の条件を充たしたM&A・資本業務提携案件が少なかったこと及び新規ゲームタイトルの開発が遅延したことに伴い開発費用が増大したことから、ソフトウェア開発費用に多くの資金を投入することとなりました。

## 10. 発行要項

### < 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項 >

#### 1. 社債の名称

株式会社エディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

#### 2. 社債の総額

金148,800,000円

#### 3. 各社債の金額

金14,880,000円の1種

#### 4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

#### 6. 利率

年率 1.0%

#### 7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 8. 申込期日

2019年5月7日

#### 9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2019年5月7日

#### 10. 募集の方法

第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全額を割り当てる

#### 11. 本社債の償還の方法及び期限

##### (1) 満期償還

本社債は、2021年5月6日（償還期限）にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。

##### (2) 繰上償還

当社は、2019年11月6日以降いつでも、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

#### 12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、2019年10月末日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月末日及び10月末日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。

(4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。

#### 13. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

#### 14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、480円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項



付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合（2019年4月12日開催の当社取締役会決議に基づく新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

④ 時価下発行による転換価額調整式の取扱いは以下に定めるところによる。

(i) 時価下発行による転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、時価下発行による転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない

いときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2019年5月8日から2021年5月6日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

(イ) 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（47,940株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできないものとする。

(ロ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(10) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

(11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

(イ) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(ロ) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、第11項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直

前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。但し、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第 14 項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

## (ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 15. 特約

### (1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

### (2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

株式会社エディア 経理部

## 18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

## 19. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株式会社エディア 経理部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

<第 13 回新株予約権発行要項>

1. 新株予約権の名称 株式会社エディア第 13 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,596,000 円
3. 申込期日 2019 年 5 月 7 日
4. 割当日及び払込期日 2019 年 5 月 7 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 880,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 10,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、

調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 88 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 29,500 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、469 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の 6 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 313 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3) 第三者割当契約に定める行使の許可を当社が別途行った場合、本項(1)号の行使価額の修正が行われるものとする。

(4) ただし、当社及び割当先が別途同意した場合に限り、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場

合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間} \times \text{内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2019年5月7日から2021年5月6日（但し、2021年5月6日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2019年4月12日）時点における当社発行済株式総数（4,794,000株）の10%（479,400株）（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## 15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編対象会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数



組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

#### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神田支店

#### 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を29,500円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（2019年4月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値521円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。